

一般競争入札心得

高知県水産振興部水産業振興課

(趣旨)

第1条 令和6年度 NABRAS・KMI データベースシステム改修及び運用保守委託業務の一般競争入札の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)及び高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 一般競争入札に参加できる者は、当該業務委託の入札参加資格者として確認された者(以下「入札参加者」という。)とする。また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第9条の入札保証金として、その者が見積もる契約金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。ただし、規則第10条の規定により免除された場合は、この限りでない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札者が代理人であるときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることができない。

3 押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後入札しなければならない。

なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等が該当。顔写真付きの名刺は不可。)を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札参加者は当該身分証明書を入札会場に持参すること。

4 入札書の住所氏名は、競争入札参加資格申請時に登録した住所氏名を記入し、登録した印を押印しなければならない。法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、代表者印を押印しなければならない。代理人による入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をして、代理人の住所及び氏名を記入し、代理人の印を押印しなければならない。ただし、入札書の押印を省略する場合は、会社印及び代表者印又は代理人の押印は不要とする。

5 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場

所を離れた者、入札時間に入札しない者は、辞退したものとして取り扱う。

6 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

7 入札時間を過ぎても指示に従わず、入札書を投かんしないときは、入札の辞退があったものとして取り扱う。

(入札の基本的事項)

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱う。

3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。

4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、必ず訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の記載事項については訂正を行わず、再作成すること。

5 入札者は、いったん投かんした入札書について、取替え、訂正、又は取消しすることはできない。

6 入札参加資格確認通知書で入札参加を認めた者が1者でもあるときは、入札を行う。

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

(1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき

(2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)する。

(2) 入札執行中にあっては、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。

3 入札を辞退した者又は入札を辞退したものとみなされた者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印(代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印)を欠く入札書。ただし、押印を省略した入札書にあっては、入札書を投かんした者の本人確認が行えなかった入札
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書
- (4) 入札保証金が所定の額に達していない入札書
- (5) その他入札の諸条件に違反した入札書

(失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をした場合
- (2) 委任状を持参しない代理人が入札をした場合
- (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者(第3条ただし書きの規定により入札保証金を免除された者を除く。)が入札した場合
- (4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をした場合
- (5) 所定の入札箱に投かんしなかった場合
- (6) 第13条のくじに参加しなかった場合
- (7) 明らかに談合によると認められる入札をした場合

(落札者の決定の方法)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(落札宣言)

第12条 落札となる入札があったときは、委託業務名、入札書記載金額に100分の10を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第13条 落札となるべき同額の入札をした者が、2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。

2 入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は、第10条第6号により失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものと取り扱う。

(入札の保留)

第14条 やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

2 前項により入札の保留を行ったときは、速やかにその対応を決定し、すべての入札参加者に通知しなければならない。

(再度入札等)

第 15 条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、前条の規定による場合を除き直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、2 回(初度入札を含め 3 回)まで行う。

3 再度入札においてその前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思があったものとみなす。

4 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札を辞退した者

(2) 入札辞退として取り扱われた者

(3) 入札の結果失格となった者

(更改入札等)

第 16 条 入札不調(第 7 条の規定により入札が行われなかった場合(以下この条において「入札不成立」という。))及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。)の場合は、入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直したうえで改めて公告し更改入札を行う。

2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約の見積合わせを行う。

(1) 入札参加者が 1 者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加者

(2) 入札参加者が 1 者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者

(3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札時に最も低額であった者から交渉を行う。

3 前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

(契約保証金)

第 17 条 落札者は、契約の締結に際し、規則第 39 条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第 40 条の規定により免除された場合又は規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

2 落札者は、契約保証金の免除(規則第 40 条第 6 号による免除を除く。)又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約当事者が指示する書類等を提出しなければならない。

(契約書等の提出等)

第 18 条 落札者は、落札決定の日から 14 日(閉庁日を含む。)以内に交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、契約当事者が別

途その期日について定めた場合はこの限りではない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したも
のとして、政令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定により随意契約の見積合わせを行うこ
とができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提
出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。
- 3 前項の随意契約の見積合わせは、第 11 条の規定により、落札辞退者に次いで落札者と
なるべき者を相手方として行う。
- 4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序をみだすおそれがあって著しく不適
当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執
行により落札者を決定する。